H27年度まだ就学援助を申請されてない保護者の皆様へ（お知らせ）

小・中学校へ通う子どもの保護者に対して、経済的理由により、給食費・修学旅行費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。（4月に募集した就学援助と同じ制度です）

すでに、就学援助の認定を受けている方や却下になった方は、今年度は申請の必要はありません。

1 援助対象の方

①現在、生活保護を受給中の方。 ②平成26年４月１日以降に生活保護を停止または廃止された方。
③市町村民税が、非課税世帯の方。
④生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方。
⑤東日本大震災の被災者で、生活が困窮していると認められる方。（罹災または被災証明書が必要。）

【参考例】 ※平成27年度の目安基準額。

世帯	家　族　構　成	総収入額
２人	親１人・小学生１人の場合	２０９万円
３人	親１人・中学生1人・小学生１人の場合	２９２万円
４人	両親・中学生１人・小学生１人の場合	３５４万円
５人	両親・中学生１人・小学生１人・４歳の場合	３９４万円

※左記H26年中の収入金額は大体の目安です。世帯構成や家族の年齢などにより金額が異なりますので、総収入額を超えていた場合でも、就学援助を認定になる場合があります。援助を希望される方は申請してください。

2 援助の内容（年額）



	学用品費	通学用品費 小2～6年、中2・3年	校外活動費（遠足等）	通学費	★修学旅行費	新入学用品費 4月申請者のみ対象	生徒会費	那覇市立学校 給食費	★医療費
小学校	11,420円	2,230円	1,550円以内	（限度額内）	20,000円以内	20,470円		保護者負担分を学校に振込する	学校で医療券発行
中学校	22,320円	2,230円	2,240円以内	（限度額内）	57,290円以内	23,550円	1,900円以内		

★生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費のみが援助対象。
★通学費については、小学生４ｋｍ・中学校は６ｋｍ以上で、公共交通機関利用者のみ対象。（領収書の提出が必要）

3 申請の方法

（申請書は原則、保護者が学校の事務室または学務課窓口に直接提出する。）

① 申請書（学校の事務室、または学務課窓口）
② 預金通帳又はキャッシュカードのコピー（保護者名義）
③ 印　鑑（認め印可。スタンプタイプの簡易印鑑は不可）
※ ④ 住民票謄本の原本
※ ⑤ 平成27年度の所得証明書の原本（H26年収入分で収入・控除・税額の記載があるもの）

※④・⑤について、教育委員会で調査する事に同意する方は提出不要です。

★生活保護を受けている方は、①申請書と③印鑑のみで申請できます。
★生活保護を停止・廃止の方は、①申請書と③印鑑と「生活保護廃止（停止）決定通知書」のコピーが必要です。

4 認定について

(1)申請書類について、内容の確認や各種証明書の追加提出をお願いする場合があります。
(2)審査結果については、申請された月の翌月中旬～下旬ごろ、ご自宅へ郵送でお知らせします。

5 申請の締切日

（※受付月からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。）

平成27年12月21日(月)まで　（生活保護を受けている方は、平成28年3月末まで）

詳細については、学校の事務室または学務課へお問い合わせください。

那覇市教育委員会 学務課 就学応援グループ
〒900-8553　那覇市泉崎1-1-1(本庁舎11階)
TEL：917−3505（内線2631）
FAX：917−3380

裏面もみてね！

